

能美市

事業者支援ガイド

～令和 6 年度版～

事業者支援

- | | |
|-------------------|----------|
| ①採用活動をおこなう場合 | 2～4 ページ |
| ②設備投資をする場合 | 4～7 ページ |
| ③販路拡大に取り組む場合 | 7 ページ |
| ④九谷焼の担い手確保に取り組む場合 | 8 ページ |
| ⑤資金の借入れをおこなう場合 | 8～10 ページ |

市内企業で働くことを検討している方の支援

- | | |
|------------------------|--------|
| ①職業訓練を受ける場合 | 11 ページ |
| ②市内企業への就職を機に能美市に転入する場合 | 11 ページ |
| ③県外に進学後、U ターン就職を検討中の場合 | 12 ページ |

(令和 6 年 4 月 1 日版)

事業者支援

①採用活動をおこなう場合



⇒インターンシップ促進支援事業補助金

対象	学生(大学生、大学院生、高専生等)を対象に、市内の事業所内で1日以上インターンシップを行った市内企業
対象事業	インターンシップを行うにあたり企業が負担した学生の交通費・宿泊費等
補助額	補助率 1/2、上限 10 万円／年
補助回数	同一会計年度において 2 回まで
申請時期	インターンシップ実施後速やかに(年度の 3 月末まで)
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(労働担当)
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1559716534365/index.html

5-1-1-13-12



⇒市内事業者採用 PR コンテンツ制作補助金

対象	市内を勤務地とする採用計画を有する市内企業(市内に本店又は事業所を有する法人又は個人)
対象事業	採用目的で制作するコンテンツ(採用ページ、採用動画、採用パンフレット)のうち、外部事業者への委託費
補助額	補助率 1/2、上限 10 万円／年
補助回数	同一会計年度において1回(隔年申請)
申請時期	対象事業着手前
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(労働担当)
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1651483861181/index.html

5-1-1-13-12



⇒特設サイト「能美市ゲンバ・ヒーローズ」出演

対象	市内企業にお勤めのおおむね35歳までの方
応募方法	能美市電子申請サービスより必要項目を入力
募集時期	7月
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(労働担当)
ホームページ	https://gembaheroes.com/

5-1-1-13-14



⇒障害者雇用促進事業補助金

対象	市内に本社を有する中小企業者で、障害者の雇用義務が課せられている事業者のうち法定雇用率未達成の事業者
対象事業	市内に住民票を有する障害者を6か月以上継続して市内の事業所で雇用すること
補助額	常用労働者としての新規雇用 2万円／月 短時間労働者としての新規雇用 1万円／月
補助回数	対象になる労働者1人につき2年間
申請時期	雇用から6か月経過後30日以内(6か月ごと)
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(労働担当)
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1630544649878/index.html

5-1-1-13-21



⇒ **企業ガイダンス** (市内企業の魅力を高校生や若年求職者に紹介するイベント)

対象	市内に本社又は事業所を有する企業
条件	市内事業所勤務の採用計画があること
時期	10 月ごろ
場所	市内公共施設
出展料	無料
募集時期	7 月
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(労働担当)
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1686899113013/index.html

5-1-1-13-23

②設備投資をする場合



⇒ **産業振興奨励助成金**

対象	市内で事業を営む中小企業者
対象事業	前年中に新たに投資した固定資産(①機械装置、②建物の新築・増築、③②に伴って取得した土地)の課税標準額が3,000 万円を超える者
補助額	(課税標準額-3,000 万円)×1.5% ※補助額が 10 万円以上の場合が対象
補助回数	同一会計年度において 1 回 (助成を受けた場合、次年度以降 3 年間申請不可)
申請時期	事前調査 11 月～12 月中旬 申請 1 月
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(工業振興担当)
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1001000000989/index.html

7-1-3-6-3



⇒事業継続力強化認定企業支援事業補助金

対象	市内に主たる事務所又は工場等の事業活動を行う建物を有する中小企業者で、経済産業大臣から事業継続力強化計画の認定を受けた者
対象事業	認定を受けた事業継続力強化計画で定めた市内の事業所又は工場で行われる事前対策に係る設備投資
補助額	補助率 2/3、上限 50 万円
補助回数	1 事業者につき 1 回のみ
申請時期	対象事業着手前
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(工業振興担当)
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1624521318601/index.html

7-1-3-6-15



⇒中小企業設備投資促進助成金

対象	市内で 1 年以上同一事業を営んでいる中小企業
対象事業	一般社団法人石川県鉄工機電協会の延払いによる機械設備貸与制度や県の設備貸与を受ける者
補助額	【石川県鉄工機電協会の設備貸与】 当該年度割賦損料等支払額×0.5%÷割賦損料等利率 上限 30 万円／年 【石川県(ISICO)の設備貸与】 当該年度割賦損料等支払額×1.5%÷割賦損料等利率 上限 60 万円／年
補助回数	同一会計年度において 1 回 【石川県鉄工機電協会の設備貸与】 7 年間 【石川県(ISICO)の設備貸与】 3 年間
申請時期	割賦損料等を支払った年度の3月末まで
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(工業振興担当)
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1001000000159/index.html

7-1-3-7-2

⇒ **飲食店等九谷焼利用促進事業補助金**



対象	市内で飲食店等を営む者
対象事業	組合が推奨する九谷焼の食器類を購入する者
補助額	補助率 1/2、上限 20 万円 ※補助額が 25,000 円以上の場合が対象
補助回数	1 店舗につき1回のみ
申請時期	対象事業着手前
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(地場産業担当)
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1600333083677/index.html

7-1-3-8-1

⇒ **省エネ診断受診費等補助金**



対象	市内において事業を営んでいる事業者のうち、市内に事務所又は工場等の事業活動を行う建物を有する者
対象事業	①国や地方公共団体から委託を受けている機関等によるエネルギー使用状況の診断を市内事業所で受診する費用 ②エネルギー使用状況の診断を受けるために必要な「いしかわ事業者版環境ISO」又は「いしかわ工場・施設版環境ISO」への登録手数料
補助額	補助率 1/2、①上限 1 万円、②5,000 円
補助回数	同一会計年度において1回
申請時期	①診断申込前、②登録申込前
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(工業振興担当)
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1687331857928/index.html

7-1-3-23-1

⇒**省エネ投資促進支援補助金**



対象	市内において事業を営んでいる事業者のうち、市内に事務所又は工場等の事業活動を行う建物を有する者
対象事業	市内の事業所において事業所全体の温室効果ガス削減率の見込みが 2.23%を超える省エネ投資
補助額	補助率 1/2、上限 50 万円、下限 10 万円
補助回数	同一会計年度において1回
申請時期	対象事業着手前
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(工業振興担当)
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1687945284279/index.html

7-1-3-23-1

③**販路拡大に取り組む場合**



⇒**見本市等出展事業奨励金** **令和 6 年度から毎年申請可能！**

対象	見本市などに自社の製品を出品し、販路開拓、ひいては事業の拡大を図る市内の中小企業者及び中小企業者で構成される団体
対象事業	出展費用(小間料等)
補助額	補助率 1/2、上限 国内開催 20 万円、国外開催 30 万円、団体の場合 50 万円、6 次産業化商品の出展 30 万円
補助回数	同一会計年度で 1 回のみ ※他の補助金との重複申請不可
申請時期	6 月ごろに申請の意向調査
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(工業振興担当)
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1559105407139/index.html

7-1-3-6-9

④九谷焼の担い手確保に取り組む場合



⇒九谷焼後継者定着拡大支援事業補助金

対象	九谷上絵協同組合、県九谷窯元工業協同組合又は県陶磁器商工業協同組合の組合員
対象事業	県立九谷焼技術研究所卒業生等(原則として新卒)を新たに雇用する市内の九谷焼製造者に支払い給与の一部を補助
補助額	1. 九谷焼技術研修所卒業生 年間支払給与の 1/4 上限 60 万円／年 2. 上記以外の卒業生 年間支払給与の 1/4 上限 36 万円／年
補助回数	1. 最初の給与支払月から 3 年間 2. 最初の給与支払月から 2 年間
申請時期	年度ごとに 1 月に申請
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(地場産業担当)
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1593079265650/index.html

7-1-3-9-1

⑤資金の借入れをおこなう場合



⇒商工業振興資金信用保証料補助金

対象	市内で 1 年以上事業を営んでいる中小企業者
対象事業	石川県制度資金(小口融資・小口零細融資・創業者支援融資・新型コロナウイルス感染症借換融資(※))または能美市中小企業経営支援融資(※)を借り受けた中小企業者 ※赤字の 2 融資は令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日までに融資が実行されたものに限る
補助額	対象融資の借入金保証料に対する事業者負担分の 10/10 上限 30 万円(借換えの場合は借換前と後の差額)
申請時期	当該融資の信用保証料の額が確定してから 30 日以内
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(金融担当)
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1001000000159/index.html

7-1-3-5-1



⇒経営支援特別対策利子補給補助金

対象	市内で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、能美市商工会において認定を受け、石川県経営安定支援融資制度を利用した者
補助額	当該融資借入金利子の年率0.5%相当額(別に計算式あり)
補助回数	同一会計年度中の融資において1回のみ
補助期間	資金の借入月から3年間
申請時期	1月
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(金融担当)
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1001000000149/index.html

7-1-3-6-1



⇒地域商工業活性化資金利子補給補助金

対象	市内に事業所を有し、事業を営む小売販売業者もしくは中小企業者及びその組合で、石川県地域商工業活性化融資制度の融資制度を利用したもの
補助額	当該融資借入金利子の年率0.7%相当額(別に計算式あり) 上限 70 万円/年
補助回数	同一会計年度中の融資において1回のみ
交付期間	融資を受けた日が属する年より3年間
申請時期	1月
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(金融担当)
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1001000000149/index.html

7-1-3-7-3



⇒ 中小企業季節資金融資

対象	市内に事業所を有する中小企業者で1年以上同一事業を継続して営んでいるもの
資金使途	夏季または年末の季節的な運転資金
利率	県制度融資(季節資金)に準ずる 融資限度額 500 万円
融資期間	6 か月以内
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(金融担当)
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1001000000153/index.html

7-1-5-6-6



⇒ 中小企業経営支援融資

対象	市内に本社を有する中小企業又はその団体もしくは市内に代表者が住所を有する個人事業者で1年以上同一事業を継続して営んでいるもの
資金使途	運転資金または設備資金(市外への投資は対象外)
利率	保証付き 1.0%以内 保証なし 1.5%以内 融資限度額 1,000 万円
融資期間	7 年以内(据置期間なし)
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(金融担当)
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1001000000153/index.html

7-1-5-6-10

市内企業で働くことを検討している方の支援

①職業訓練を受ける場合



⇒中高年齢者等職業訓練奨励金

対象	満45歳から満65歳までの人、または身体障害手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を保持している人で、訓練施設に入校を許可された日までに、市内に引き続き1年以上居住しており、奨励金の交付を申請するときに市内に居住している者
対象事業	中高年齢者等が技術を取得するため、公共職業訓練施設等に入校し、修了すること
補助額	5万円(訓練期間が6か月以上12か月未満の場合) 10万円(訓練期間12か月以上の場合)
補助回数	1人1回のみ
申請時期	訓練校修了日から30日以内
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(労働担当)
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1001000000158/index.html

5-1-1-6-1

②市内企業への就職を機に能美市に転入する場合



⇒就職・定住促進家賃補助金

対象	U・I・Jターンにより市内企業に正社員として就職し、市外から市内に転入して市内の賃貸住宅に入居した、就職時の年齢が40歳以下の者
対象事業	月額賃貸料（住居手当等除く）
補助額	補助率 1/3、上限 5,000 円／月
補助期間	就職した月以降に最初に賃貸住宅に係る賃貸料を支払った月から起算して 2 年間
申請時期	4 月（令和 5 年 10 月～令和 6 年 3 月に支払った賃貸料が対象） 10 月（令和 6 年 4 月～令和 6 年 9 月に支払った賃貸料が対象）
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(労働担当)
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1001000000147/index.html

5-1-1-13-12

③県外に進学後、Uターン就職を検討中の場合

⇒のみ・ふるさと便

対象	市出身で、親元を離れて県外の大学・短期大学・大学院・高等専門学校(4・5年)、専門学校に通う学生 保護者が市内在住であること
発送品	就職情報誌、「のみブランド」認定品
応募方法	LINE公式アカウント「リクのみ」を友達追加し、 「のみ・ふるさと便」の申込フォームに必要事項を入力
募集時期	8月
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(労働担当)
ホームページ	ー

5-1-1-13-12

⇒地方就職支援金

★令和6年度新制度

対象	東京都内に本部を置く大学の学生のうち、県内企業に就職し、能美市に移住してきた者
対象事業	就職した県内企業の就職活動時に要した交通費
補助額	定額 14,000 円
申請時期	勤務開始日から 6 か月以内
問合せ先	商工課 電話 0761-58-2254(労働担当)
ホームページ	(準備中)

5-1-1-13-12